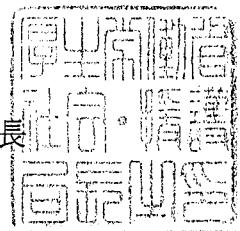


社援発 0502 第1号
平成23年5月2日

各都道府県知事
指定都市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長



東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金貸付の特例措置について（施行通知）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「特別法」という。）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「特別令」という。）」が平成23年5月2日に公布、施行され、これらに基づいて、東日本大震災の被災者について災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「災害弔慰金令」という。）の特例措置が講じられたところである。

その内容及び留意事項は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知徹底を図り、円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

記

1 災害援護資金貸付の特例措置の内容

東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置は、次のとおりである。

（1）対象（特別法第103条第1項、特別令第14条第1項関係）

① 特例措置の対象者は、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者である。なお、「その他相当な機関」とは、例えば、消防署長、医師などである。

このことに関し、市町村において、東日本大震災により災害援護資金の貸付け

対象者の要件を満たすこととなった事実を確認できるのであれば、「その他の相当な機関」の証明文書は不要である。

- ② 貸付けの対象となる被害の認定については、貸付けを受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとなっている。しかし、災害援護資金借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等の写しが添付されていること又は市町村の被災台帳等を確認することにより被害の認定ができる場合には、この調査を省略して差し支えない。
- (2) 貸付けを受けられる期間（特別法第103条第1項、特別令第14条第2項関係）
東日本大震災の被災者については、貸付けを受けられる期間は、東日本大震災の発災（平成23年3月11日）後から平成30年3月31日までとなる。

- (3) 償還期間等の特例延長（特別法第103条第1項、特別令第14条第5項、災害弔慰金法第10条第3項、災害弔慰金令第7条第2項関係）

通常の償還期間は10年、そのうち据置期間は3年（厚生労働大臣が定める被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は5年）とされている。東日本大震災の被災者については、償還期間は13年、そのうち据置期間が6年（厚生労働大臣が定める被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は8年）となる。

この長い据置期間が適用される「厚生労働大臣が定める被害の程度その他の事情を勘案して定める場合」とは、次のいずれかに該当し、かつ、市町村長が特に必要と認めた場合である。

- ① 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に、当該貸付けを行う市町村を含む都道府県の区域内で災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた災害〔別の災害〕により、世帯主が療養におおむね1月以上要する重傷を負う被害又は住居若しくは家財の3分の1以上の被害（自然災害以外によって生ずる被害で、これに相当するものを含む。）を受けた場合
② 当該被害の原因となった災害により世帯主が死亡した場合又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条に規定する障害者となった場合
③ 生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯が被災した場合
④ 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合

〈参考〉 地方税法施行令（抄）

（障害者の範囲）

第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一

- 項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- 二 前号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- 四 前三号に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 五 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 六 前各号に掲げる者のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- 七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の四第二項各号に掲げる業務を行つてゐる場合には、当該福祉に関する事務所の長。第七条の十五の七第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者

（4）保証人の取扱、利率の引下げ（特別法第103条第1項、特別令第14条第3項及び第7項、災害弔慰金法第10条第4項、災害弔慰金令第8条及び第10条関係）
通常の借入に当たっては、保証人を立てなければならないとされている。東日本大震災の被災者については、保証人を立てなくてもよいこととなる。

据置期間経過後の利率（延滞利息を除く。）は、通常は年3%とされている。東日本大震災の被災者については、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年1.5%となる。なお、この保証人とは、民法にいう連帯保証人であることに留意されたい。

（5）償還免除の事由の特例追加（特別法第103条第1項、特別令第14条第4項、災害弔慰金法第13条第1項関係）

通常の償還免除の事由は、借受人が死亡したこと又は重度障害により償還できなくなつたと認められることである。東日本大震災の被災者への貸付けについては、支払期日到来から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合も、免除要件に該当することとなる。

（6）都道府県の貸付金の償還期間等の延長（特別法第103条第2項、特別令第14条第5項、災害弔慰金法第11条、災害弔慰金令第13条関係）

都道府県の市町村に対する貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、通常11年である。東日本大震災の被災者への貸付けについては、償還期間（据置期間を含む。）は、14年となる。

(7) 国の貸付金の償還期間等の延長（特別法第103条第2項、特別令第14条第6項、災害弔慰金法第12条、災害弔慰金令第14条関係）

国の指定都市又は都道府県に対する貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、通常12年（指定都市に対するものについては11年）である。東日本大震災の被災者への貸付けについては、償還期間（据置期間を含む。）は、15年（指定都市に対するものについては14年）となる。

2 留意事項

(1) 災害援護資金の貸付けは、市町村条例の定めるところにより実施されるものであり、条例改正に関する条例（例）及び条例施行規則（例）は、別紙1及び別紙2のとおりであるので、管内市町村に対し、条例の改正等について周知されたい。

また、災害援護資金の貸付に係る各種様式についても、特例措置の内容を反映させる等の措置を講じられたい。

仮に、条例の改正の前に貸付けを行う場合には、本特例措置は、東日本大震災の発災日（平成23年3月11日）に遡って適用されることから、貸付けに当たって、本特例措置の内容を説明するとともに、条例制定後速やかに災害援護資金貸付変更決定通知書等（別添3）を送付するなどして、その旨を周知されたい。

なお、保証人を立てて借受を行った者が保証人を立てないことに変更する旨の申請があれば、保証人への連絡を含め、適切に対応されたい。

(2) 貸付けについては、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律等の施行について」（昭和49年2月28日社施第34号厚生省社会局長通知）等により行われているが、今般の東日本大震災の被災者に対する貸付けについては、これら通知等に定めるところにかかわらず、次のとおりとされたい。

- ① 災害援護資金は、自然災害により、世帯主が負傷を負い、又は住居、家財等が相当程度の被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立直しに資するための資金として市町村が貸付けを行うものであるが、今般の東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、貸付申込みに際して資金の使途の申告を要しないこととする。
- ② 災害援護資金の貸付けを受けるに当たり保証人を立てる場合は、保証人は原則として借受人と同一市町村に居住する者とされているが、同一市町村に保証人となるべき者がない場合には、他の市町村に居住している者を保証人とすることも差し支えないこととする。

(3) 「東日本大震災の被災者」には、平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震等の被災者も含まれる。

3 施行期日

今回の特例措置は、平成23年5月2日から施行されるが、適用は平成23年3月11日である。

(別紙1)

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（例）

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 年条例第 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項に規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(別紙2)

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する条例施行規則
(例)

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 年条例第 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る

第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については、「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(参考)

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 印

殿

災害援護資金貸付変更決定通知書

平成 年 月 日付けで決定したあなたの災害援護資金貸付（貸付番号 ）については、「東日本大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）」により、あなたに有利となるよう、貸付内容の変更を決定しましたので、お知らせします。

既に提出していただいた災害援護資金借用書の記載事項は、下記のとおり変更されたこととなりますので、新たな手続は不要です。

記

貸付金

円

据置期間 (変更前)	平成 年 月	日から	平成 年 月	日
(変更後)	同 上	から	年 月	日

償還期間 (変更前)	平成 年 月	日から	平成 年 月	日
(変更後)	平成 年 月	日から	平成 年 月	日

償還方法 年賦・半年賦

利 率 (変更前)	年 3 %
(変更後)	無利子 (保証人あり)
	年 1. 5 % (保証人なし)

この通知は、貸付時に交付した災害援護資金貸付決定通知書と一緒に、大切に保管しておいてください。